

# 損壊した家屋の解体を支援します

令和元年の台風第15号などの影響により、数多くの家屋が甚大な被害を受け、生活環境上の支障の除去、二次災害の防止及び被災者の生活再建支援を図り被災地の迅速な復旧・復興を図ることを目的に、市が損壊家屋の解体を支援します。

**☆申請の受付日程など、制度の詳細が決まりましたらお知らせいたします。**

## 1 制度の案内

### ◇公費解体制度

所有者の申請により、君津市が所有者に代わって解体・処分を行う制度です。

なお、申請から解体工事着手までの期間は概ね3か月から6か月程度となる見込みです。

### ◇自費解体費用償還制度

自らの費用負担で解体・処分を行われた方に費用の償還を行う制度です。

ただし、償還する額の上限は、市で算定した額（基準額）となりますので、費用の全額を償還できない場合があります。

## 2 制度を利用できる方

(1) 令和元年台風15号及び19号の被害により、り災証明書で「全壊」「大規模半壊」

「半壊」の判定を受けた家屋等の所有者である個人または中小企業者

(2) 令和元年10月25日の大雨の被害により、り災証明書で「全壊」の判定を受けた家屋等の所有者である個人または中小企業者

**注)** 家屋等のすべてを解体・処分するもので、家屋等の一部（屋根や外壁）のみの解体及び災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用した家屋は対象となりません。

ご不明な点については、損壊家屋対応までお問い合わせください。

君津市 市民環境部 損壊家屋対応

電話番号：0439-56-1296

受付時間：午前8時30分から午後5時15分

ただし、土日祝日・年末年始は除きます。